

富士市教育文化スポーツ奨励賞授与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育、文化及びスポーツの振興に寄与する市民等の活動を奨励するため富士市教育文化スポーツ奨励賞（以下「教育文化スポーツ奨励賞」という。）について必要な事項を定める。

(授与の対象)

第2条 教育文化スポーツ奨励賞は、市内に本籍若しくは住所を有し、若しくは勤務する個人又は市内に所在する団体で、現に教育、文化及びスポーツの振興に優れた業績を挙げているもので、かつ、将来一層の発展が望まれる次の各号のいずれかに該当するものに授与する。

- (1) 人文科学、社会科学、自然科学その他の教育の振興に関するもの
- (2) 芸術、郷土芸能、文化財保護その他の文化の振興に関するもの
- (3) スポーツの振興に関するもの

(褒賞)

第3条 教育文化スポーツ奨励賞は、賞状及び賞金とする。

(推薦)

第4条 市内の公立及び私立の学校長並びに教育、文化及びスポーツの関係団体の長等は、この規則に規定する要件に該当すると認められるものがあるときは、富士市教育文化スポーツ奨励賞受賞候補者推薦書（第1号様式）又は富士市教育文化スポーツ奨励賞受賞候補団体推薦書（第2号様式）により、富士市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に推薦することができる。

(選考委員会)

第5条 教育文化スポーツ奨励賞を受けるものの選考を行うため選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、教育、文化及びスポーツに関し、高い識見を有する者のうちから毎年教育委員会が委嘱又は任命をする委員をもって組織する。
- 3 会長は、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

(決定)

第6条 教育文化スポーツ奨励賞を受けるものは選考委員会の議を経て、教育委員会が決定する。

(授与の日)

第7条 教育文化スポーツ奨励賞の授与は、毎年11月1日に行う。ただし、特別の事情がある場合は、別の日に行うことができる。

(追彰)

第8条 教育文化スポーツ奨励賞を受けるべき者が死亡したときは、追彰し、賞状及び賞金を遺族に贈るものとする。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

富士市教育文化スポーツ奨励賞授与規則取扱要領（抜粋）

この要領は、富士市教育文化スポーツ奨励賞授与規則第9条に基づき、必要な事項を定める。

（第2条関連）

第1条 授与の対象基準は、次のとおりとする。

（1）教育文化に関する基準

- ア 長年にわたり、教育文化の普及振興に優れた業績及び功績をあげており、今後も一層の活躍が期待できるもの
- イ 全国大会で優勝するなど、顕著な業績をあげることにより、市民の教育文化に対する関心と意欲を高め、将来において益々の発展が望まれるもの
- ウ 個人表彰については、高校生以上のものを対象とする。団体表彰については、10年以上の実績がある団体を対象とする。
- エ 過去において、教育文化の振興の功績により、国、県から表彰を受けたことのないもの

※例：文化勲章、文部科学大臣奨励賞、芸術選奨、
静岡県知事表彰、静岡県文化奨励賞等

（2）スポーツに関する基準

- ア 全国大会又は国際競技大会において優勝し、そのことにより市民のスポーツに対する関心と意欲を高め、今後も一層の活躍が望まれるもの
- イ 概ね15年以上の間、指導者として全国大会・国際競技大会において活躍する選手を数多く育成するとともにスポーツ振興に貢献し、そのことにより市民のスポーツに対する関心と意欲を高め、今後も一層の活躍が望まれるもの
- ウ 個人表彰については、高校生以上のものを対象とする。団体表彰については、10年以上の実績がある団体を対象とする。
- エ 過去において、スポーツ振興の功績により、国、県等から表彰を受けたことのないもの

第2条 団体とは、一定の会則、規則等を持ち、同じ目的を達成するために集まった計画的に活動している集団とする。

2 前項に属さない集団（夫婦、チーム等）は、個人名を連記し一個人として取り扱うこととする。受賞候補者名は、連名、チーム名等により行うものとする。

（第4条関連）

第4条 推薦については、市内の学校長並びに教育文化スポーツ団体をはじめ、多くの関係団体等から幅広く受賞候補者を募るものとする。

2 団体に属さないもの又は推薦母体のないものについては、教育委員会各課、市長事務部局各課若しくは関係外郭団体（富士市文化振興財団、富士市振興公社等）による推薦ができるものとする。